

**別記第4 保有空地**  
**【危政令第9条第1項第2号】**

危政令第9条第1項第2号に規定する「空地」（以下「保有空地」という。）は、同号の定めによるほか、次によること。

- (1) 保有空地は製造所等の範囲（場所）に含まれるものであることから、製造所等の所有者、管理者又は占有者がその所有権、地上権、借地権等を有しており、法律上空地の状態の継続が担保されているものであること。

なお、空地の所有権等を取得できない場合は、空地の所有者と、建築物その他の工作物等を設置しない旨の契約を締結するなどにより、製造所等が存続する限り空地の状態の継続が担保されているものであること。〔S37.4.6自消丙予発44〕

- (2) 保有空地は、製造所の範囲（場所）に含まれるが、危険物の貯蔵及び取り扱い（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）を行うことはできないものであること。

- (3) 保有空地の幅の算定は、別記第3「保安距離」2の例による製造所等からの距離であること。  
（図4-4-1参照）

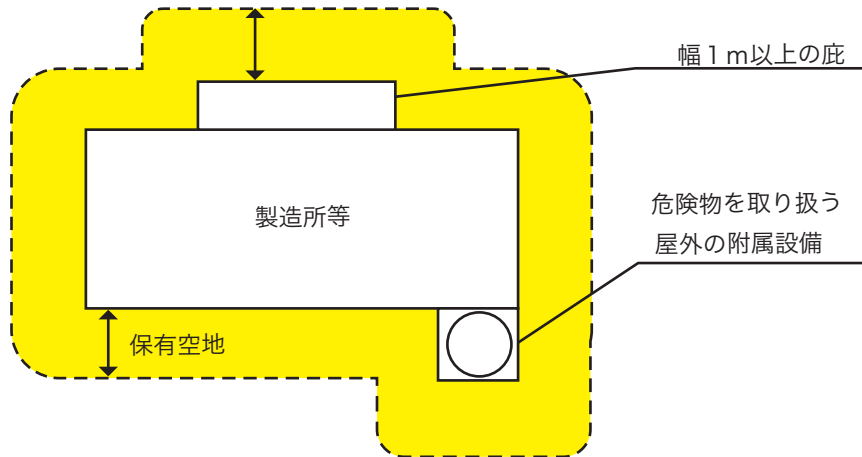


図4-4-1 保有空地の例

- (4) 保有空地内の地表面は平坦で段差や勾配がなく、軟弱でないものであること。また、上空には何も物件等がない状態であること。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 50cm以内の段差等で、消防活動上及び延焼拡大等に支障のない場合。

イ 上空の部分に存在する物件等で、消防活動上及び延焼拡大等に支障のない場合。

- (5) 保有空地は、地表面から上空の部分について排他的、占有的状态が確保されていることが必要であること。そのため、当該空地が臨時的に使用され、使用後は完全な空地に復することとなるものであっても、バレーコート、テニスコート等の娯楽施設に利用することは認められないものであること。〔S51.7.12消防危23-11〕

- (6) 公共危険性が極めて少ない場所〔S36.5.10自消甲予発25〕

製造所等の設置場所が、海、川、畑、広い空地等に面する場合、その他外部の立地条件が防火上安全である場合においては、製造所等の保有すべき空地の幅は減少することができること。この際、窓及び出入口に関する規定並びに防火上有効な扉に関する規定は適用しないことができ、延焼

のおそれがない建築物については、建築物の構造に関する規定をそれぞれ適用しないことができること。

ただし、屋外タンクにあっては、防波堤を設置するための空地の幅は必要であること。

(7) 危政令第9条第1項第2号に規定する「危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物」とは、当該施設に係るコンベアー、ダクト、煙道、消火配管、冷却又は加熱用配管、電気設備用配管等をいい、保有空地内に設置する場合は、当該空地の機能に支障をきたさないよう設置すること。

(8) 保有空地内を他の施設の配管等が通過する場合は、次のア及びイのいずれにも適合している場合には、危政令第23条を適用し、保有空地に他の施設の配管を通過させることを認めて差し支えないこと。〔H13.3.29消防危40〕

ア 消防活動等に支障がないと認められる場合

(ア) 他の施設の配管が、次のa及びbに適合する配管架台に整理して設置されていること。

a 消防活動等に支障となる位置に設けられていないこと。

例としては、配管架台の支柱、ブレース（筋交い）等の位置が消防活動の支障とならないよう考慮して設置されており、地盤面からの高さは50cm以内であること。

b 配管等の支持物は、鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性を有するものとする。【危規則第13条の5第2号（ただし書きを除く。）】

ただし、これと同等以上と認められる措置として、当該架台に、散水設備を保有空地内に存する配管架台全体を包含するように設ける場合等の措置を講じた場合はこの限りではない。

(イ) 他の施設の配管の流体は、次のaからcのものと接触した場合において、危険な反応を起こさないものであること。

a 当該製造所又は一般取扱所において貯蔵し、又は取り扱う物質

b 当該製造所又は一般取扱所に適用する消火剤

c 保有空地内に存する配管の流体

(ウ) 他の施設の配管の流体が液体の危険物（固体の危険物を液状にして移送する場合等を含む。）の場合は、有効に消防活動を行うことができる措置が講じられていること。

有効に消防活動を行うことができる例としては、当該配管架台の外側に、消防活動に使用するための空地を確保する場合等があること。

イ 他の施設の配管が、万一当該製造所又は一般取扱所の災害により破損した場合において、当該他の施設に火災又は爆発等の悪影響を与えないと判断できる場合。悪影響を与えない例としては、当該配管の破損に伴う関連施設の安全停止等の対策が講じられている場合があること。

(9) 前記(7)及び(8)に掲げるもののほか、冷却用散水設備、水幕設備、消火設備、照明設備、特定防災施設等及びその他当該製造所の保安設備を保有空地内に設ける場合は、当該空地の機能に支障をきたさないよう設置すること。

(10) 保有空地としての機能に支障がないと認められる場合は、当該空地内に地下貯蔵タンクを設けることができること。

(11) 保有空地内における植栽については、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。（図4-4-2参照）〔S49.9.12消防予111 / S51.7.12消防危23-11〕

ア 延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならないものであること。

- イ 矮性の草本類又は高さが概ね50cm以下の樹木（以下、低木という。）であること。（表4-4-1参照）
  - ウ 葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物であること。（草本類であって植え替え等の管理が適切に行われており、延焼媒体とならないものを除く。）
  - エ 防油堤内の植栽は、矮性の常緑草に限ること。
  - オ 必要な空地の幅のうち、製造所等から3分の2の範囲内の植栽は、矮性の常緑草に限ること。
- 
- カ 消火活動上支障のない幅員1m以上の通路を有していること。●

表4-4-1

| 草木の区分             | 植物名   |   |
|-------------------|---|---|
| 樹木                | マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシャリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギ、ナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等 |   |
| 矮性の草本類<br>(矮性に限る) | 常緑草   | 常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、（ホワイト）クローバー、タマリユウ、アオイゴケ等 |
|                   | 非常緑草<br>(維持管理されているものに限る)  | 芝、レンゲ草等   |

※ 矮性（わいせい）：著しく草丈・樹高が低いもの

※ 草本類：木にならない植物、草

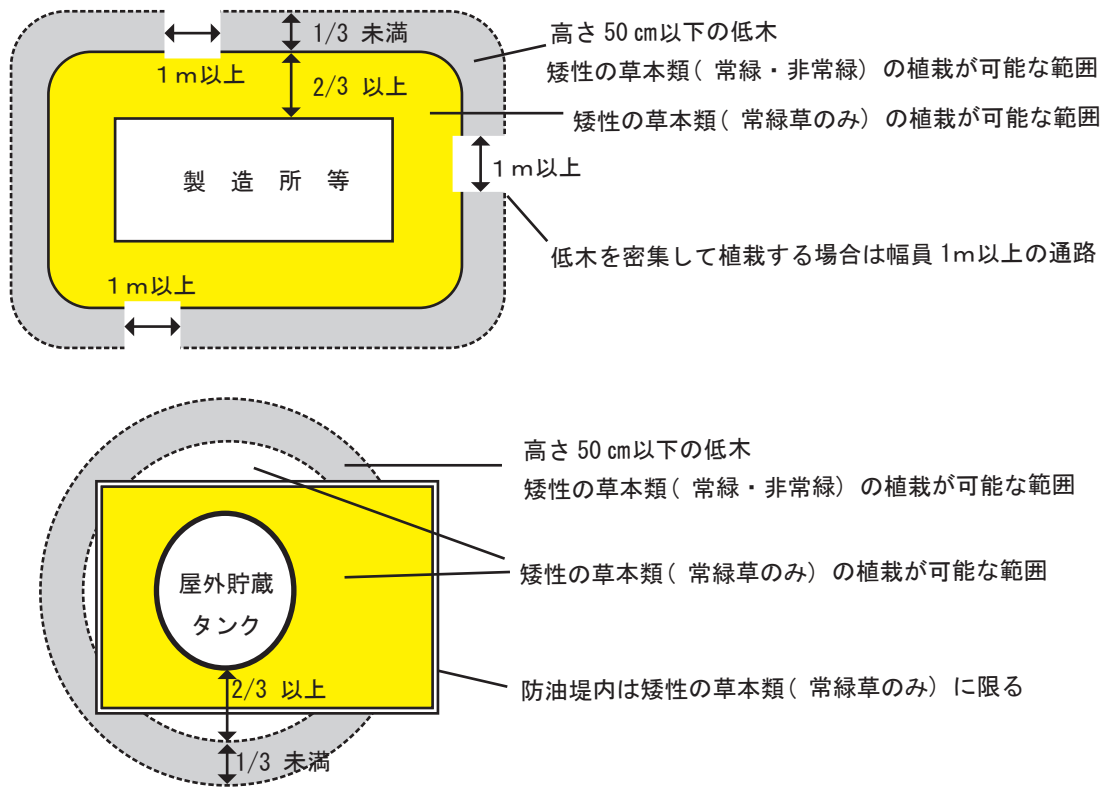


図4-4-2 保有空地内の植栽の配置例

(12) 同一敷地内に2以上の製造所等が隣接して設置される場合の保有空地は、それぞれの施設に必要なとされる空地の幅のうち、大なる空地の幅を確保することをもって足りるものであること。

ただし、屋外タンク貯蔵所が隣接する場合にあつては、当該タンクの防油堤に製造所の保有空地がかからないようにすること。(図4-4-3参照)

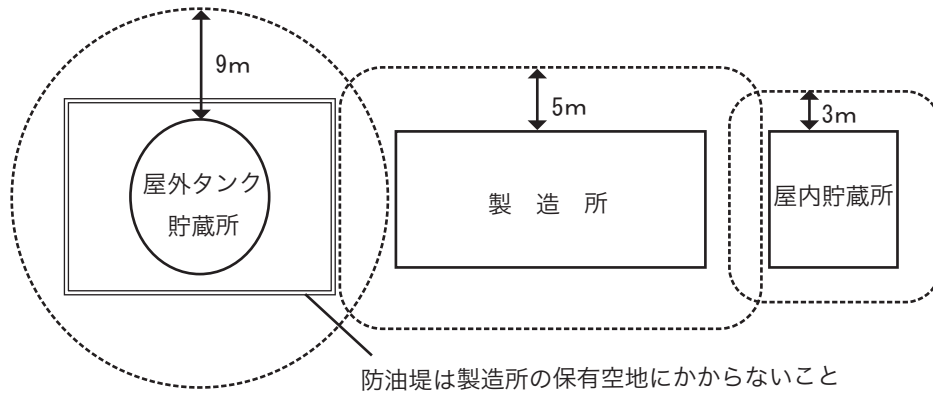


図4-4-3 保有空地が隣接される場合の例

(13) 危政令第9条第1項第2号ただし書きに規定する「防火上有効な隔壁」は、同号及び危規則第13条によるほか、次によること。(図4-4-4参照)

ア 隔壁は、耐火構造であること。

イ 隔壁に設ける開口部は、必要最小限のものであること。(作業工程上必要なものに限る。)

ウ 隔壁に出入口等の開口部を設ける場合は、次に掲げるいずれかに該当するものであること。

(ア) 自動閉鎖機能付き(自閉式)の特定防火設備であること。

(イ) 温度ヒューズ機能付又は感知器連動の特定防火設備であること。

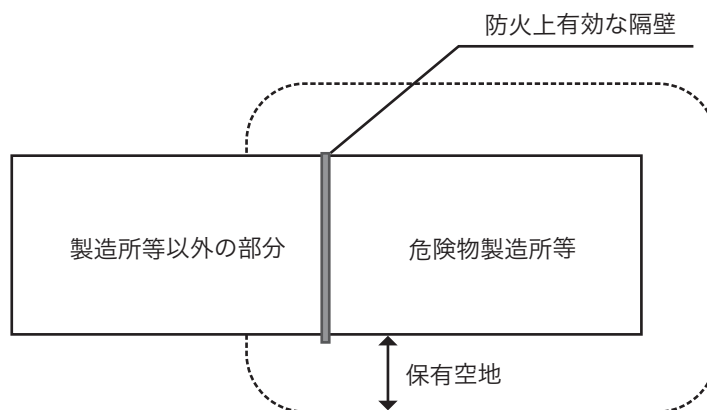


図4-4-4 防火上有効な隔壁の例

